

災害情報（第3報）

平成15年11月29日16:30作成

四国地方整備局

低気圧による被害状況について

1. 本局・事務所の体制について

四国地方整備局	11月28日	19:40	注意体制
	11月29日	1:15	警戒体制
中村河川国道事務所	11月28日	8:00	注意体制
	11月29日	8:00	解除
土佐国道事務所	11月28日	19:40	注意体制
	11月29日	22:00	警戒体制
四国技術事務所	11月29日	1:15	注意体制

2. 低気圧の概要

低気圧が四国の南海上を東北東に進み、27日から降り続いた雨は、多いところでは総雨量が700mmを越えました。また、高知県東部の室戸市佐喜浜では1時間に129mmの記録的な雨が降りました。

3. 被害等の概要

○H15. 11. 29 0:15頃、一般国道55号の高知県室戸市佐喜浜町入木で土砂崩れが発生（延長約30m）し、0:15全面通行規制。約60世帯が孤立。人身・物損被害無し。

H15. 11. 29 10:30車道部土砂撤去、路面冠水中。入木集落の人のみ規制解除。孤立解消。

○H15. 11. 29 7:00頃 一般国道55号の事前通行規制区間内の高知県安芸郡東洋町野根～高知県室戸市佐喜浜町入木において4箇所[○]の法面崩壊を確認（監視カメラにより確認）。人身・物損被害無し。15:30 1箇所[○]について土砂撤去中。

H15. 11. 29 15:30 調査の結果新たに法面崩壊1箇所、車道上クラック1箇所を確認。

○H15. 11. 29 高知県室戸市佐喜浜町入木地区の4戸が床下浸水、同日 12:40浸水解消。

4. 事務所の対応

●土佐国道事務所

○H15. 11. 28 22:00に連続雨量が250mmを超したため一般国道55号の事前通行規制区間の高知県安芸郡東洋町野根～高知県室戸市佐喜浜町入木の8.9kmを全面通行規制。

15:30 小雨になったため点検を開始し、うち1箇所[○]について土砂撤去中。他の箇所については、安全が確認された箇所より土砂撤去開始予定。全体復旧は未定。

○H15. 11. 29 0:15頃、一般国道55号の高知県室戸市佐喜浜町梅の木谷で土砂崩れが発生（延長約30m）し、0:15全面通行規制。4:20復旧作業開始。10:30車道部土砂撤去完了。同時刻、入木集落の人のみ規制解除。現在、歩道部土砂撤去中。

●災害対策用機械の派遣

○土佐国道事務所：H15. 11. 29 3:00 対策本部車1台、照明車1台を高知県室戸市佐喜浜町入木に派遣

H15. 11. 29 15:05 照明車1台を高知県室戸市佐喜浜町入木に追加派遣。

○徳島河川国道事務所：H15. 11. 29 9:50 待機支援車1台、照明車1台を高知県安芸郡東洋町野根に派遣。

○高知河川国道事務所：H15. 11. 29 15:05 照明車1台を高知県室戸市佐喜浜町入木に派遣

5. 所管施設の被害状況

●直轄河川の状況

・警戒水位を超えた河川

事務所名	水系名	河川名
中村河川国道事務所	渡川	中筋川

○現在は、警戒水位を下回り、水位低下中。

●被害状況等

事務所名	水系名	河川名	市町村名	浸水家屋数		家屋損壊数		被害状況等
				床上	床下	全壊	半壊	
中村河川国道事務所	渡川	中筋川	中村市					浸水 10.5ha

●土砂災害等の被害状況

発生災害	都道府県名	発生 件数	人的被害			家屋損壊数		被害状況等	避難状況
			死者	行方不明	負傷者	全壊	半壊		
がけ崩れ	高知県	1					1	民家の2階まで崩壊土砂が堆積	1世帯自主避難

●道路の通行止め状況

・直轄国道 全面通行規制 2箇所 片側交互通行 箇所

路線番号	地点区間名	延長 km	開始		解除		被害状況等	備考
			日	時刻	日	時刻		
55	高知県安芸郡東洋町野根～ 高知県室戸市佐喜浜町入木	8.9	11/28	10:00			土砂崩れ5箇所 路面クラック1箇所	高知県
55	高知県室戸市佐喜浜町梅の 木谷	0.03	11/29	0:15			土砂崩れ 1箇所	高知県

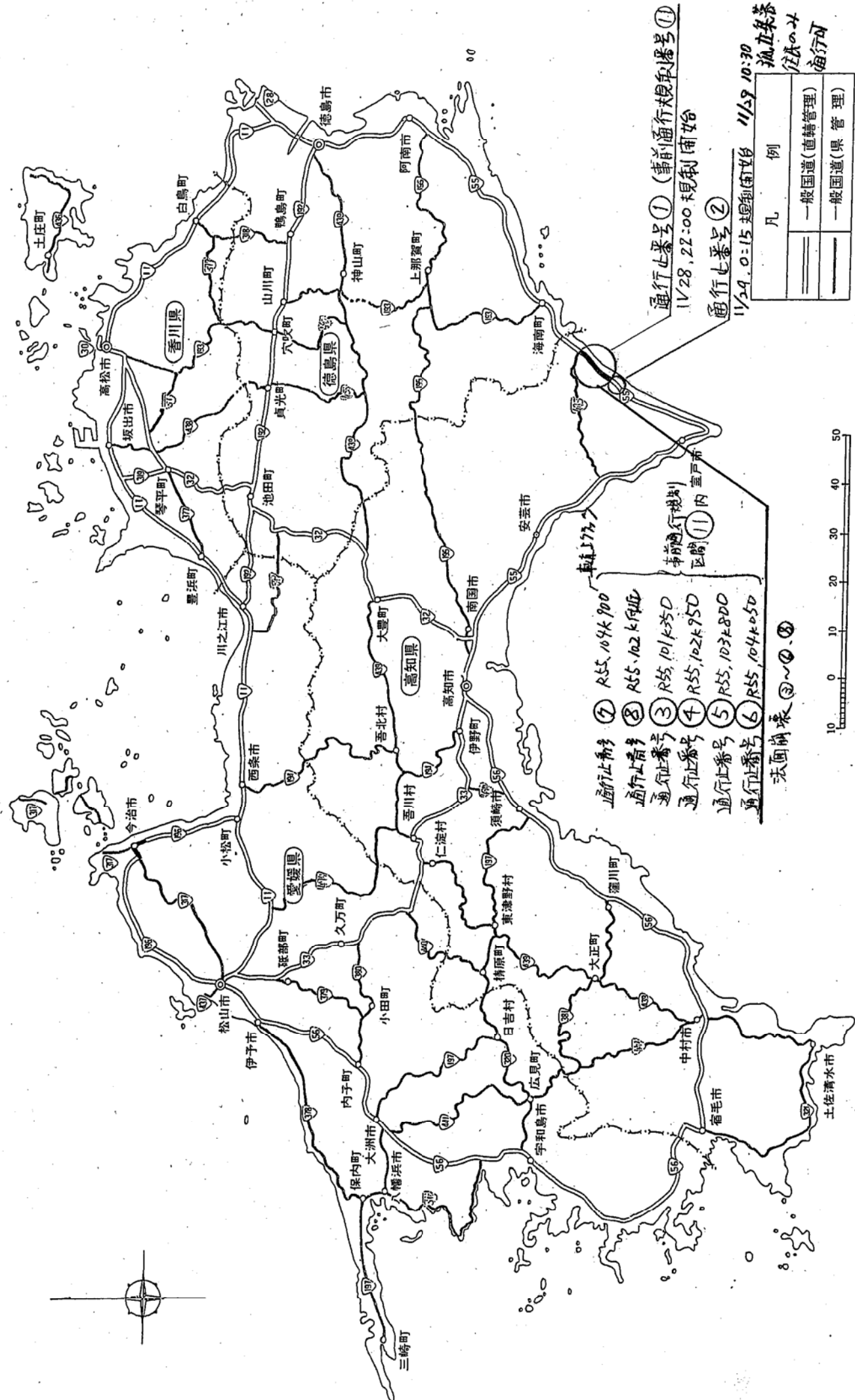
・都道府県管理国道 通行規制 1箇所

都道府県名	箇所数					備考
	法面崩落	事前通行規制	路面冠水	解除	計	
高知県		4		3	4	

・都道府県道 通行規制 1箇所

都道府県名	箇所数					備考
	法面崩落	事前通行規制	路面冠水	解除	計	
高知県	2	11		12	13	法面崩落1箇所規制中

一般国道路線図



通行止番号① (事前通行規制番号) ①
11/28, 22:00 規制開始

通行止番号②
11/29, 0:15 規制開始

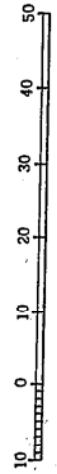
流正集巻 往來のみ 通行可

凡	例
——	一般国道(直轄管理)
——	一般国道(県管理)

- 通行止番号 ⑦ R55, 104k 700
 通行止番号 ⑧ R55, 102k 194E
 通行止番号 ③ R55, 101k 350
 通行止番号 ④ R55, 102k 950
 通行止番号 ⑤ R55, 103k 800
 通行止番号 ⑥ R55, 104k 050

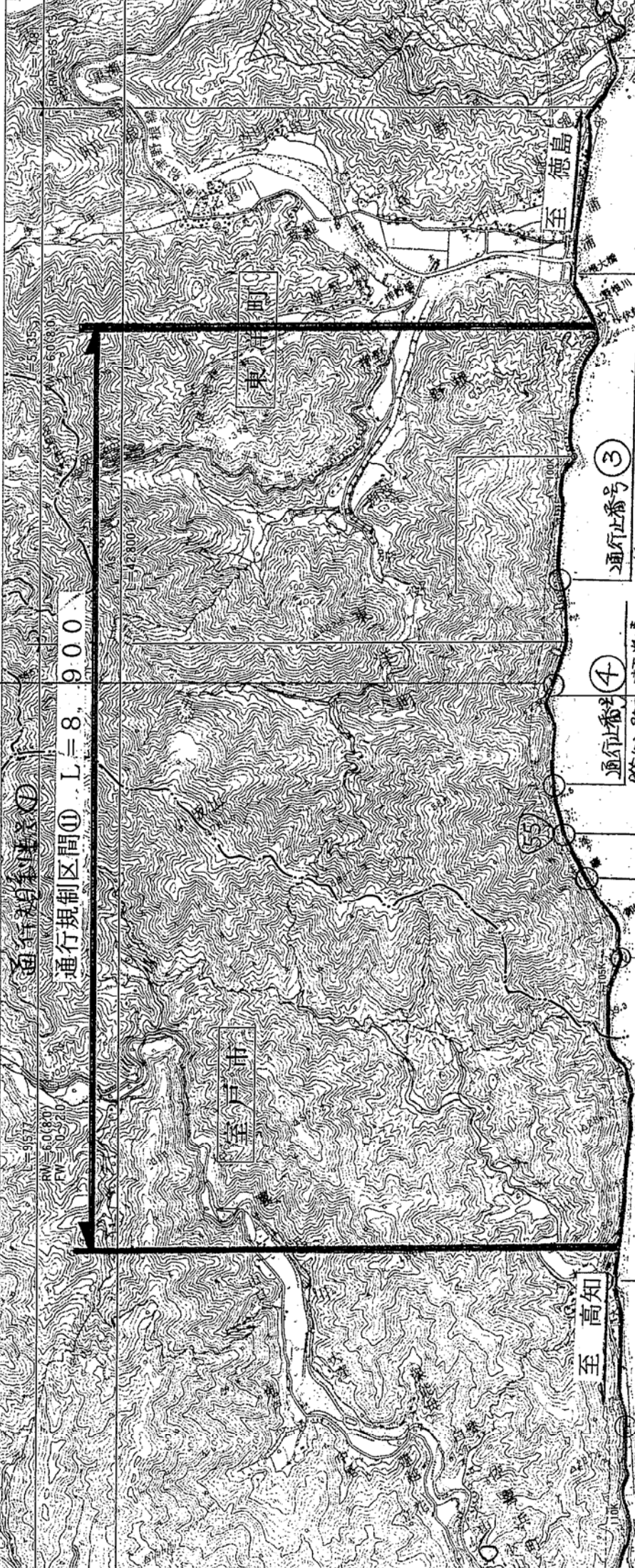
法面前表 ③~⑧

事前通行規制
区間 ⑪ 内室戸市



高知県

通行止番号⑧
R55.102k.747 法面前境



通行規制区間①

L=8.900

RW=60(8.0)
FW=105(10.0)

L=42.800

RW=60(8.0)
FW=105(10.0)

L=35.350

至高知

通行止番号②

11/29.0:15 規程開始
R55.107k.200

入木橋(Sg)
L=41.2 W=7.5
(歩W=0.9×1)

11/29.10:30
孤立集落住民のみ通行可

通行止番号④

R55.102k.950 法面前境

通行止番号⑤

R55.103k.000 法面前境

通行止番号⑥

R55.104k.050 法面前境

通行止番号⑦

R55.104k.900 車道上行り

通行止番号③

R55.101k.350 法面前境

淀々橋橋(PR)
L=20.0 W=7.0
(歩W=1.5×1)

法面前境箇所

新野根川橋(PR)
L=185.2 W=8.0

相問川橋
L=37.1